

「令和2年度山口県食品衛生監視指導計画(案)」に対し、提出された意見とそれに対する県の考え方について

- 1 意見募集期間 令和2年2月19日(水)～令和2年3月18日(水)
- 2 意見の件数 1人 21件
- 3 意見の内容と県の考え方

【山口県食品衛生監視指導計画に関するもの】

番号	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	<p>「山口県内（下関市を除く。）」との記述があります。</p> <p>なぜ下関市が除かれているのか、下関市は山口県管轄でないのか、明示が必要と考えます。</p> <p>上記内容追記の上で再度県民意見募集を実施すべきと考えます。</p>	<p>下関市は、食品衛生に係る県の管轄区域ではないので、（下関市を除く。）としています。</p> <p>なお、再度意見募集を行う予定はありません。</p>
2	<p>「畜水産食品中の抗生物質、合成抗菌剤等の残留実態検査を実施します。」との記述がありますが、こと食品に関する検査において検査対象を「等」という記述で済ますことが許されるとは到底思えません。</p> <p>検査対象全てを明示すべきと考えます。</p>	<p>指摘を踏まえ、抗生物質、合成抗菌剤、内寄生虫用薬と記載します。</p>
3	<p>アレルギーに関する記述があります。</p> <p>「保健所で実施する検査」は、「加工食品のアレルギー表示対象品目」の「表示の義務があるもの特定原材料7品目」の中の5品目ではなく7品目で実施すべきと考えます。</p> <p>上記7品目検査実施をしないならば、5品目検査としている理由の明示が必要と考えます。</p>	<p>アレルギーの検査については、保健所でスクリーニング検査（一次検査）を実施し、混入が疑われる場合には、環境保健センターで確認検査を行います。</p> <p>しかし、「えび及びかに」については、スクリーニング検査では両者の区別がつかないことから、保健所での検査を実施していません。</p>

4	<p>「環境保健センターで実施する検査」の対象は「表示の義務があるもの特定原材料7品目」となっておりますが、「表示が推奨されているもの特定原材料に準ずるもの20品目」も本来検査を実施すべきと考えます。</p> <p>上記「20品目」の検査をしないならば、その理由を明示すべきと考えます。</p>	<p>アレルギーの検査法については、国から公定法（検査方法）が示されているのは、「小麦、卵、乳、そば、落花生、えび及びかに」の7品目のみであり、県ではこの7品目を対象に検査を行うこととしています。</p> <p>また、この検査は、適正表示がなされているかどうかを、食品検査の面からチェックしていくものですので、義務表示品目を対象とすることに意味があると考えています。</p>
5	<p>「食の安心モニター」の記述があります。</p> <p>県ホームページに「「山口県食の安心モニター」の募集について」の掲載がありましたが、「所定の応募申込書に必要事項を記入の上、お住まいの市又は町の消費者行政担当課にお申し込みください。」との事でした。</p> <p>県のモニター募集であるなら、県主導で実施すべきと考えます。</p>	<p>食の安心モニター制度への御意見ありがとうございました。</p> <p>今後とも同制度の活用を通じて、県民の食の安心・安全の確保に努めてまいります。</p>
6	<p>「食の安心モニター」の募集方法が「持参もしくは郵送」に限っているのはなぜなのか明示願います。</p> <p>県民の意見募集もメールも可能な中、「持参もしくは郵送」での募集は応募者の削減、データ整理の煩雑さをまねいていると考えます。</p>	
7	<p>「食の安心モニター募集」の件を含め、県と市町、あるいは関係組織団体の連携を密にされます様宜しく御願いたします。</p>	

8	「食の安心モニター」だけでなく、広く県民から「食の安心」に関する意見通報を受け入れる様な施策の実施を宜しく御願い致します。	県民の皆様や事業所からの「食の安心・安全」に関する相談や通報をお受けする「食の安心ダイヤル（083-933-3000）」や「食の安心相談室」（県庁内）、食の安心相談員（保健所）を設置しています。
---	---	---

【表記の方法等に関するもの】

番号	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	年代表記が元号のみと思われま す。 分かりやすくするため西暦への統一または双方併記への統一を宜しく御願い致します。	いただいたご意見は、今後の計画作成の際の参考にさせていただきます。
2	語句に「*」印を付けての巻末用語解説の掲載は有難いです。 ・目次に「*」の意味の掲載 ・「*」印の再確認 (一部語句に「*」印付け忘れが複数見受けられました。) ・解説実施語句の再確認 の実施を宜しく御願い致します。	ご指摘を踏まえ、本文中の表記を修正しました。

【パブリック・コメント等に関するもの】

番号	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	「令和元年度の監視指導の実施状況および収去検査結果等の概要」の公表の際には、具体的数値と過去実績との対比を明示願います。	平成30年度の監視指導の実施状況及び収去検査結果等の結果（概要）については、監視件数や検査の検体数、違反件数等の数値を公表することとしています。 なお、過去実績との対比については、今後、検討してまいります。

2	<p>当該指導計画は毎年作成・実施されているものと思われます。</p> <p>そうであれば、次年度指導計画（案）には、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・過去数年の関係会議開催状況</li> <li>・過去数年の指導・検査等実績</li> <li>・昨年度の指導計画との相違点とその理由、昨年度と同じならば同じとした理由を明示した上で意見募集すべきと考えます。</li> </ul> <p>（P10に「令和元年度の監視指導の実施状況および収去検査結果等の概要については、令和2年年6月末までに、公表します」との記述がありますが、それ以前の実績あるいは直近までの実績を考慮して指導計画（案）は作成されているはずです。）</p>	<p>過去10年の監視指導計画の実施状況を、県ホームページに掲載しています。</p> <p>昨年度の指導計画との相違点等については、今後の意見募集の際の参考とさせていただきます。</p>
3	<p>当「指導計画（案）」に沿って具体的な行動内容が決定されると認識しております。効果的・具体的・適切な対応と結果の公表を宜しく御願い致します。</p>	<p>本計画に基づき、食品等事業者に対する監視指導を、重点的、効率的かつ効果的に実施します。結果については、翌年度の6月末までに公表することとしています。</p>
4	<p>意見募集後の「主権者である県民の意見」の取り扱い状況を、「意見募集への回答」としてではなく当「計画（案）」に明示すべきと考えます。</p>	<p>いただいたご意見は、今後のパブリック・コメントを実施する際の参考とさせていただきます。</p>
5	<p>当案件、本文は11頁ほど+別表+用語解説ではありますが、意見作成の為には本来過去の指導計画や関係法令・条例・細則・ガイドライン・別途公開されている過去実績等々も確認するべきと考えます。</p> <p>又、記述に多数の不備不足があると感じます。</p> <p>その様な意見募集を、通常と同様の1ヶ月の期間設定は短いと感じます。</p> <p>期間の延長、又は期間内意見を反映させた資料を再提示の上での意見募集再実施を求めます。</p>	<p>本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しております。</p> <p>意見募集の時期・期間については、計画作成過程の中で決定しており、期間延長等の予定はありません。</p>

6	<p>県行政では、1企業の申請に対して、内規に定める期間を超過して「資料不足」を理由に「資料再提出」を指示し、数年単位の長期検討を実施した例がある、と記憶しております。</p> <p>「県民＝主権者」からの「資料不足又は期間不足による意見募集の期間延長/再実施」の要請を断るのであれば、その理由を明示願います。</p> <p>(「県の条例に則って(1ヶ月)実施している」と言うのは、上記の通り内規に定める期間を大幅に超過して対応している事例がありますので返答に値しないと考えます。)</p>	<p>本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しております。</p> <p>意見募集の時期・期間については、計画作成過程の中で決定しており、期間延長等の予定はありません。</p>
7	<p>今回の意見募集の広報・記事扱いが実際の程度であったのか、後々「広報が十分なされたか」を判断する為にも、「県のホームページ＝県行政に関心又は用事の在る県民が参照する媒体」では無く、一般県民が広く目にする新聞にどう広告掲載した/記事掲載されたのか、『具体的(媒体、掲載日、大きさ)』に提示願います(記事の場合は把握している範囲内で御願ひ致します)。</p> <p>(県広報誌にはパブリック・コメント(県民意見募集)全般の記事・記載も無かったと記憶しております。意見募集期間に新聞に掲載された「山口県からのお知らせ(山口県公報)」の広告/公報(下4段程度広告/公報)にも、パブリック・コメント/県民意見募集実施に関する記事は、具体的案件についても、一般的な内容についても無かったと記憶しております。)</p>	<p>パブリック・コメントの実施については、記者配布を行い、県ホームページに掲載するとともに、新聞広告(2月29日の山口新聞、中国新聞及び宇部日報)により広報に努めました。</p>

8	<p>県広報誌や「山口県からのお知らせ」に個々のパブリック・コメント/県民意見募集についてや、パブリック・コメント/県民意見募集全般に関する記事が殆ど掲載されていない理由を明示願います。</p> <p>(パブリック・コメントの広告を小さく掲載するよりも、紙面を広く取る「山口県からのお知らせ」の項目の1つとする方が明らかに県民の目に留まると思われます。</p> <p>「個別の(小さい)広告を新聞に掲載した」と言うのは、「県民により広報の効果のあるだろう所に記事を掲載していない理由」にならないと考えます。)</p>	<p>県広報誌は年4回の発行となっており、原稿を入稿する時期との兼ね合いから、主に速報性のある県ホームページや新聞広告等を活用した広報に努めています。</p> <p>限られた予算の中、いかに効果的に広報を行うか、今後とも検討してまいります。</p>
9	<p>意見に対する御返答と、意見送付県民数・意見数より、今回の当該パブリック・コメント/県民意見募集についての広報が十分になされたかどうか、御判断御明示願います。</p> <p>(「意見募集の結果(人数・件数)の明示」ではなく、「広報が十分に実施されたかどうかの『判断』」(十分・不十分)を御明示願います。)</p>	
10	<p>当件の内容は地域性専門性の高いものとなっていると考えます。</p> <p>県民からの意見募集の他に、住民・関係者・専門家・各自治体からの直接の意見聞き取り等の実施を御願ひ致します。</p> <p>(案作成時に実施済とは思いますが一応。)</p>	<p>本計画の策定に当たっては、有識者や関係団体、県民から公募した委員等で構成する「山口県食の安心・安全審議会」の御意見をお聞きしています。</p>
11	<p>「用語解説」の掲載を、県パブリック・コメント/意見募集案件資料の必須項目とされます様宜しく御願ひ致します。</p>	<p>いただいたご意見は、今後のパブリック・コメントを実施する際の参考とさせていただきます。</p>